

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社丸昇建設	三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21

2 指名停止措置期間

令和5年3月29日～令和5年7月28日（4ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社丸昇建設の元代表取締役は、中部地方整備局発注の工事にかかる一般競争入札を巡り、公契約関係競売等妨害及び入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という）違反の容疑で令和5年2月14日に逮捕され、令和5年3月7日に公契約関係競売等妨害及び入札談合等関与行為防止法違反の罪で起訴された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第11号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第11号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 11 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内